

大学院学費納付規程

第1条 関西学院大学大学院学則第68条及び専門職大学院学則第37条による学費の納付は本規程による。

第2条 学費は別表所定の額とする。ただし、次の者は学費の一部を免除される。

- 1 本学学部から博士課程前期課程、修士課程又は専門職学位課程に入学した者の入学金は半額を免除される。
- 2 本学の博士課程前期課程又は修士課程を修了し他の研究科の博士課程前期課程又は修士課程へ入学した者、本学の博士課程前期課程又は修士課程を修了し専門職学位課程へ入学した者及び本学の専門職学位課程を修了し他の研究科の博士課程前期課程又は修士課程へ入学した者の入学金は半額を免除される。
- 3 本学の博士課程前期課程、修士課程又は専門職学位課程から博士課程後期課程へ進学又は入学した者の入学金は全額を免除される。また、引き続き進学又は入学した者の授業料・教育充実費は、進学又は入学した研究科博士課程後期課程の金額とし、当該大学院学生が本学大学院に入学した年度の金額が適用される。
- 4 他大学大学院から本学大学院へ編入学した者の学費は、編入学した年度において当該研究科の当該課程1年生の学費を適用する。

第3条 博士論文提出のための再入学者は、入学金及び学費を免除される。

第4条 博士課程後期課程の在学生在が博士論文を提出し、その審査及び最終試験を受けるためにのみ論文を提出した年度をこえて在学する場合は、学費を免除される。ただし、春学期中に論文を提出した者が、その審査及び最終試験を受けるためにのみ秋学期に在学する場合は、学費の半額を免除される。

第5条 学費の納期は次の2期とする。

春学期（4月1日～9月19日）

納入期限 5月19日

秋学期（9月20日～3月31日）

納入期限 11月9日

ただし、新入学・編入学及び博士課程前期課程又は修士課程から後期課程への進学を許可された者、専門職大学院から他の研究科の博士課程前期課程又は修士課程及び他の研究科の博士課程後期課程への入学を許可された者は合格者心得に定めた期日までに学費を納入しなければならない。

第6条 在学生でやむを得ない事由により第5条の納期に学費を納入できない場合には延納することができる。ただし、当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しなければならない。

2 前項にかかわらず修了する学期においては次の期日までに完納しなければならない。

春学期 8月末日

秋学期 2月末日

第7条 9月に修了を認められた者は学費の半額を納入しなければならない。

第8条 学費の未納者は成績評価を得ることができない。また、修了を認められない。

第9条 学費を当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しない者は除籍する。

第10条 学費未納のために除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した学期の末日とする。

第11条 休学を許可された者は別表所定の在籍料を春・秋学期それぞれの学費納期に納入しなければならない。ただし、母国の兵役による休学が認められた者は、在籍料を免除する。

第12条 停学中の者は学費を納入しなければならない。

第13条 休学者にして復学を許可された者は、復学する学期の学費を納入しなければならない。ただし、その学費は当人の入学年度の学生と同額とする。

第14条 退学者、除籍者にして再入学を許可された者は再入学する学期の学費を納入しなければならない。ただし、その学費は再入学する学生の学年と同額とする。なお、退学者にして再入学を許可された者は入学金は免除されるが、除籍者にして再入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。

第15条 ダブルマスター制度に則り、他の研究科に編入学を許可された者は入学金を免除される。編入学後の学費は編入する研究科・課程の編入する年度の1年生の学費を適用する。

第16条 再入学を許可された者は第14条の学費を再入学許可後2週間以内に納入しなければならない。なお、入学許可日から再入学しようとする学期の始まる日までに2週間の期間がない場合は、再入学しようとする学期の始まる日の前日までに、学費を納入しなければならない。

第17条 海外の大学院との協定に基づくダブルディグリー留学制度に則り、ダブルディグリー留学を許

可された者の学費の取り扱いは次のとおりとする。

- 1 留学先大学院と本大学院の学費が相殺されるダブルディグリー留学生は、本学所定の学費を春・秋学期それぞれの学費納期に納入しなければならない。
- 2 留学先に学費を納入するダブルディグリー留学生は、本大学院学費を減免し、減免後の学費として春・秋学期それぞれの学費納期に分割して所定の金額（年額 5 万円）を納入しなければならない。

第18条 この規程の改廃は、大学評議会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、1971年（昭和46年）4月1日から改正施行する。

略

- 25 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。ただし、2016年（平成28年）度入学生から適用する。なお、第6条及び第9条に関しては、編入学生、再入学生の取扱いを編入学又は再入学する学年と同様とする。

- 26 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。

- 27 この規程は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。

- 28 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。

了解事項

- 1 本規程第2条第3号にかかわらず、2007年度以前に入学した者のうち本学の博士課程前期課程、修士課程又は専門職学位課程から人間福祉研究科博士課程後期課程へ引き続き入学した者の授業料・教育充実費は、2008年度の間人福祉研究科の金額が適用される。ただし、2008年（平成20年）3月31日に社会学研究科社会福祉学専攻に在学し人間福祉研究科博士課程後期課程へ引き続き入学した者の授業料・教育充実費は、当該大学院学生が社会学研究科社会福祉学専攻に入学した年度の金額が適用される。

- 2 本規程第2条第3号にかかわらず、2008年度以前に入学した者のうち本学の博士課程前期課程、修士課程又は専門職学位課程から教育学研究科博士課程後期課程へ引き続き入学した者の授業料・教育充実費は、2009年度の教育学研究科の金額が適用される。ただし、2009年（平成21年）3月31日に文学研究科総合心理科学専攻に在学し教育学研究科博士課程後期課程へ引き続き入学した者の授業料・教育充実費は、当該大学院学生が文学研究科総合心理科学専攻に入学した年度の金額が適用される。

別表 省略